

平成24年度徳島県障害者施策推進協議会 議事録

1 日 時

平成25年3月21日(木)
午前10時30分から正午まで

2 場 所

徳島県庁11階 講堂

3 出席者

【委員】(18名)(敬称略)

秋田清実(代理出席)、橋本俊顕、富澤彰雄、緒方静子、高原光恵、
矢部佐和子、藤代知美、加藤和輝、松野一郎(代理出席)、加藤幸代、
佐々木才子、堀田正文(代理出席)、西村三希子、山下勝重、久米清美、
平光江、清水博、吉田千壽

【事務局】

障害福祉課、健康増進課、労働雇用課、住宅課建築指導室、教育委員会特別
支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- (1) 障害者制度改革(障害者総合支援法等)について
- (2) 徳島県障害者施策基本計画重点施策の進捗状況について
- (3) 平成25年度障害者施策関連予算について
- (4) その他

iii 閉会

事務局 資料1 説明

【会長】 ただいまの説明について、ご意見、ご要望、ご質問、あるいは感想等々ございましたでしょうか。よろしく願いいたします。障害者虐待防止法は昨年10月から始まっており、全県下でリーフレットのとおりとなっております。私共の本学科卒業生もこの防止センターの窓口ということで今活動しています。皆さんの方からこのことについてはよろしいでしょうか。

【委員】 今ご説明いただいた中で、一番最後にご説明いただいたことについてなのだが、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要ということがあったけれども、ちょっとあまり耳慣れない言葉が多くてよく分からなかったのもう少し分かりやすく説明していただけたらありがたいかなと思う。

【事務局】 それではこの表で概要を説明しますと、まず、国、地方公共団体などの公的機関については、調達に関する方針の策定が必要となります。その策定した中身を公表するというのが法律において義務づけられたということが一番大きいかと思います。

【会長】 具体的に、例えば印刷物などを印刷している就労の場所があるので、そこで調達、それを優先的に、ということですね。

【事務局】 障害福祉課長でございます。元々話をさかのぼれば、ハート購入法という法律案がありましたがご存じでしょうか。随分と昔、もう5年も10年も前ぐらいからきっかけはあり、自民党と公明党、特に公明党が力を入れていた法律であって、福祉的就労の中で作り上げられたいわゆる授産品を政府としてもしっかり調達していこうと、で、国が調達する以上、県や市町村などそういった公共団体の半ば義務づけでそういった物品を仕事に使っていきましょうというような、そういう法律でした。それがハート購入法というような言い方をしていましたが、それが昨年の6月に、障害者の、先程説明があった自立支援法からこの4月に総合支援法という法律に新たに変わる際に、ハート購入法というような法律案もこの形で一緒に可決・成立したわけです。これで、一気に福祉的就労でできる授産品の普及を加速させていこうという流れができたわけです。厚生労働省、国としてもその背景に実は障害者雇用促進法という法律があり、障害者の法定雇用率が2%前後での義務規定がありますが、その法定雇用率がコンマ2%程度全体として引き上げるというような方針が昨年からでているわけです。その流れの中で国・県・市町村、そして国立大学法人等まで含めて、簡単にいうと、まず授産品をどれだけ買うかという方針を、国・都道府県・市町村で立て、それを公表、更にどのくらい買うかという計画を立て、その方針と共に計画も公表し、その実績も年度の終わりには公表する、そして、各自自治体も含めて努力義務が課せられた国、地方自治体、関係団体がその授産品を更に購入して、そして障害者の就労にプラスに働いていこうという大きな流れを加速させようと、そんな取り組みとを考えていただけたらいいかなと思います。ちょっと詳しくなりましたが、以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。他にご質問、ご意見は。

【委員】 ちょっと基本的なところで、この協議会の開催日の持ち方についてちょっとお尋ねしたい。先程会長の方から、この協議会は障害者福祉の推進のために我々委員がここで協議するというふうなことを言われたが、ちょっと私は前々から疑問に思っているのだが、ここでの意見が、例えば県の行政の方に反映するためには既に3月の議会も終了して

いるし、今だと文教厚生委員会において我々の意見がそこでとり上げられない。もし今後協議会を開催をするにあたっては文教厚生委員会の前に開催していただくとか、そういうことをやってもらわないと、例えばこの資料の予算にしても、我々がここで言った意見がそういう議会の方で反映されない、ならばこの協議会は何だったのか。この協議会の意見が次の6月定例議会でそれが反映してくれるのか、そういう性格のものであるならば私も納得する。まあこれはこれでも24年度で終わるといふのならば、もう少し早く、文教厚生委員会の前ぐらいに、まあ文教厚生委員会も前と後ろがあるんだらうから後ろの文教厚生委員会ぐらいの前に開催をしていただきたい。今回は厚生労働省の方が2月の19・20日に全国都道府県の部課長会議があったのでまあ間に合わないということも言えるが、しかし、それならば他の都道府県では、障害者団体とのヒアリングを持つべきだと思う。そしてこの協議会に臨んでもらいたい。前々からこういうことを思っていたので、ちょっとこの点についてお願いしておく。以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。じゃあ障害福祉課長の方から。

【事務局】 障害福祉課長です。お世話になります、ありがとうございます。こういった会議だけでなく行政の会議というのは、この時期に行われることは結構多いです。その理由は、これだけの皆さんに頻繁に回数を重ねて集まっていたということの大変さというのを理解しております。それとともに、できるだけ多くの情報をコンパクトにまとめて説明していきたいというような、そういう思いが実はあるわけです。それが何かというと、来年度の国の動き、都道府県で何をすべきかというようなそういった動き、それに更に予算という、今委員から話がありましたが、各市町村、そして県、国の予算もこの時期になっていけばほぼ固まっています、更に当事者団体、あるいは関係各位の皆さんから色々な運用に関しての方針をお伺いした上で、25年度新年度を迎えるにあたって念頭に入れて、そして執行していこうという、そういう思いでこの時期に今まで過去設定してきた、というようにも思っています。何が大事かということ、日頃から団体の当事者の皆様と、とにかく普段のやりとりができること、あとは、関係各位の皆様方もお忙しい中ですが我々が当事者の皆さんとお話をして色々な意見を頂いたことに対する意見を文書でやりとりする中で頂けるのかなという、そんな手続きも少し頭の中でよぎったところです。何分、当会議は法律に基づいて開催している会議であるので、全国、年何回しているかというような情報もあろうかと思うので、今委員さんから頂いた意見を真摯に検討してみたいというようには考えます。以上です。

【会長】 是非検討願いたいと思います。はい、お願いいたします。

【委員】 失礼いたします。今の委員意見、全く私共も同感である。当事者団体の意見を聞いていくということで事務局はおっしゃっていたが、私はあまり当事者団体の意見というのは吸い上げていないような気持ちを持っている。私共も色々陳情とかもさせていただいているが、それがどういうふうな反映をされたか、結果になったかというのは応答がないし、やっぱりこういう会議は議会を前にという話であったが、実際に県が予算を作るのは早くて夏頃、色々その年によって違うだろうと思うが、予算の計上をするのはもう9月10月で殆ど固まっているという状況であるので、やはりその前に当事者団体の意見も聞いていただいて、またこういう会で会としての意見もまとめていただくというのが、この施策を推進していく上で非常に重要だと思っているので、私の方からもお願い申し上げる。

よろしく願いいたします。

【会長】 はい、ありがとうございます。お二人の委員さんからこの推進協議会の開催時期について質問、ご意見等がございました。課長さんの方からもそれについての現状をお話ししていただいたが、私も今大阪府の障害関係で部会長を二つしているが、府議会の前の先程おっしゃった委員会の前にやっぱり招集があってちゃんと部会長として署名・捺印をして、それを委員会、府議会にかけたという経緯があるので、徳島でも可能ではないかと思っておりますのでよろしく願いします。

【委員】 それと会長さん、ヒアリングをね、障害者団体の…

【会長】 そうですね、ヒアリングした上で、その通りですね、お願いします。

それでは、議題の1についてよろしいでしょうか。はい、お願いします。

【委員】 失礼いたします。障害者虐待の方針に関する資料のところで一つ単純な簡単な質問かもしれないがよろしく願いします。こちらで、虐待防止施策としてスキーム、が示されているが、この5ページ目の一番上のタイトルで虐待の防止、それから養護者に対する支援等に関する法律ということで、この中でのお話と思う。またパンフレットにあるように、この虐待の問題についてはしている人も受けている人も虐待であることに気付かないまま、とはっきり記載されている。そうすると、このスキームにある虐待を発見して通報するというふうなことが実際にどれだけ丁寧に正確に行われるか、というような難しさがあると思う。と同時に、この3パターン、どのパターンもいわば身近な者から気付いて通報する、というふうな難しさがある。例えば、身内を通報しなければいけなかったり、同僚を通報しなければいけなかったりと、そうすると通報する明らかな良さ、例えば気付かずに虐待してしまうというふうな方に対するフォロー、これはもちろん虐待された側へのフォローというのが第一優先というのは分かるが、二度とそういうことが繰り返されない、それから、そうした一度せつかく発見できた虐待の事例を増やさないということだと、知らずにしてしまった虐待者の側へのフォローというのがこのスキームにどのくらい具体的に含まれているのかな、あるいは組み込まれる見込みがあるのかな、というのがちょっと関心のあるところです。その辺りはどうなのか。まあスキームなのであくまで大まかな通報経路を、一つの経路を示します、細かいことは今後です、という段階なのか、あるいは、してしまった側への再教育というか、その辺りのフォローも折り込み済みです、というふうな見通しなのか、その辺りを教えていただければ。

【事務局】 今のご質問ですが、特に虐待として気付かない部分については、市町村の担当者も申していますが、特に心理的な虐待の場合、養護者からの虐待というのが非常に外から見て分かりにくい部分があります。というのは、市町村の担当者も何が心理的虐待に該当するのかというのは難しい、という意見は聞いています。今回このスキームについては、単なる市町村は通報だけを受ける機関ではなく、通報に至らなくとも色々な方からの相談の窓口も含めて全市町村に24時間体制で対応窓口を開設しているところです。また、虐待をしてしまった者への養護者の支援という観点からですが、もちろん虐待によって虐待を受けた当事者の方についての安全等の確保については当然のこととし、特に家庭での虐待、養護者虐待の場合については、その虐待の状態が解消するまでの間については引き続き養護者に対して市町村等からの必要な支援を行う、というふうなのが法律に規定されています。ですから、当面、例えば一時保護する等して虐待を受けた方の安全が確保された

としても、何故そういった虐待が発生するに至ったのか、その要因を解消するまでの間は市町村の方が継続して養護者等に対する支援を行っていくように規定されているので、特に養護者虐待のような今後の継続的な支援が必要な場合については市町村の方で所要の措置を行うように法律に規定されています。以上です。

【会長】 10月から2月まで5ヶ月で何ケースとかいうのは把握があるのか。

【事務局】 10月1日施行後、約半年経過していますが、時点については施行後3ヶ月、10・11・12月の状況について市町村に問い合わせをしています。その結果、市町村において通報を受けた件数は3ヶ月間で20件というふうに回答を得ています。そのうち、市町村が所要の調査・各事実確認等を行い虐待と確認されたのは4件。20件の通報に対して虐待と確認されたのは4件、というふうに調査結果が出ています。虐待の形態については、いずれも養護者による虐待、障害者の方を養護している立場の方からの虐待ということです。以上です。その他にも、先程申した虐待通報に至らない相談等についても91件ということで、今回の法律施行後の直後の様々な障害者虐待の方針の体制とか制度とかそれ以外の相談も含めて91件の相談があったように聞いています。以上です。

【会長】 徳島県のリーフレットがお手元にありますね。先程委員さんから他県のこういったリーフレットを頂いた。そうしたら、何ページか、結構枚数が多く、全ての漢字にルビがふってある。こちら徳島県のは市町村の所だけ徳島市などルビがふってあるが、他県のは大きなタイトルはルビをふってあるが、その下の障害者の虐待は絶対に云々のところには入っていない。こういうそれぞれの都道府県でパンフレット・リーフレットが出てるので、それも参考にしながらできたらいいのではないかと思う。この場合は、こういったイラスト入りで分かりやすくなっている。よろしければ回します。

【会長】 資料2と資料3を元に説明していただいた。それぞれのお立場から、県のそれぞれの担当の課の方々にご出席いただいているので、ご意見、ご要望等々をお願いします。

【委員】 聞き漏らしたのかもしれないが、この実施計画と予算の中で、障害者の虐待防止の関係はどうなっているのか。それと併せて、一昨年法律ができたわけだが、これ以降の県の広報なり啓発というのをどういう風にやっていたか併せてお伺いしたい。

【事務局】 先程説明させていただいた点については、基本計画の別冊ということであり、数値的なものは、こちらの方に虐待防止の関係で数値的なものは別冊の方には記載されていません。本文の方で虐待防止については触れさせてはいただいているが、ここの別冊の数値目標の中には、虐待防止に係る数値目標というのは何件以内というようなものは非常に難しいので、個別・具体的に当たって対応するというところで実施させていただいているところ です。

それでは、県における取組についてご説明させていただきます。先程御覧いただいたリーフレットについて、各関係機関に配布して法の施行についてご説明なり周知なりをさせていただいています。また法の施行にあたっては、各関係機関にお邪魔して、法の施行および概要等についてご説明させていただき、今後のご協力等について依頼をさせていただいているところです。また、関係機関への支援あるいは研修ですが、障害者虐待に関して従事される方、例えば施設でいうところの管理者の方、施設の職員の方、それから市町村の窓口になる市町村の職員、または委託先の相談支援事業所の職員等について虐待に関する研修を実施しています。研修の中身については、3つの部門に対して総括的に行う部

分と、それから各それぞれの部門において個別の研修を2日間に渡って実施しています。その中で100名以上のご参加をいただき、研修を行いました。また、その他に、私共の障害者施策について、例えば国からの説明を各市町村なり関係機関に伝達する連絡会議を定期的開催し、その場においても、市町村、もしくは従事者の方がおいでたときに改めて障害者虐待についての制度の周知徹底、それから方針についてご依頼なりさせていただいてます。25年度については、予算的な面ではほぼ同額の予算、虐待防止対策事業としては124万8千円の予算を計上し、この中で先程申しあげた障害者虐待の研修についても同様に確保させていただいており、引き続き関係者に対して研修を行うことによって、まず第一線の立場においでる方の虐待防止への支援の向上、知識の習得について引き続き推進をしたいと考えています。以上です。

【委員】 予算の中身というのは分かりますか。

【事務局】 主に予算総額124万8千円の内、大部分について研修事業に割いています。これは普段、相談支援事業所の相談支援専門員の方を配置していますが、その方が主に所属されている団体に対して専門的な研修、より相談支援に近い立場から研修内容を充実させるためにこの団体に委託することによって研修を行っています。それから、来年度以降についても普及啓発の面で、例えば新たにもう一度チラシを刷ってもう一度周知をさせていただく等の費用について計上し、先程の研修にあたっては、国の方で中央研修を実施する予定のため、専門性の高い充実した研修を目的として、国の中央研修の方へ県の職員、それから相談支援事業所の職員を派遣することによって、その成果を持ち帰っていただいて、県の実施する研修に反映をさせていただくということで、そういった研修派遣の費用を計上しています。以上です。

【委員】 相談支援専門員のいる団体というのはどこになるのか。

【事務局】 相談支援専門員は、各相談支援事業所に設置されている相談支援を専門的に行う技能を身につけた職員の方です。その相談支援専門員が属している機関が徳島県相談支援専門員協会、大部分が相談支援専門員の方から構成される団体ですが、今回の虐待の研修の趣旨を考えれば、相談支援専門員の方の技能を習得している方が一番たくさんおいでて、その技能を発揮していただける団体と言うことで相談支援専門員協会に委託をさせていただくことを現時点では考えています。

【会長】 はい、ありがとうございました。

【委員】 先程委員さんから法律の題名の話もあり、法律で養護者という名前が出ているが、平成21年度に日本社会福祉士会という全国団体があるが、そこが虐待の実態について調査をしており、誰が一体虐待をしているかという調査をしている。それによると、親・兄弟・配偶者・子ども、そういう身内の人が93.2%を占めており、殆どの方が身内が虐待をしているというふうな実態がある。先日、各地区の育成会の支部であるとか、それから施設の保護者会、入居者の親になるが、そういった人の幹部を集めて虐待の関係の研修会をしたが、その中で、虐待防止法を知っていますか？という問に対して、130人集まった中で2、3人しか知らなかったという実態があった。身内がしているということは、気が付かない内に子どもをたたいたり、あるいはしつけという名前で知らないふりをしたり、そういった実態があるわけであり、私共障害者団体としても、やっぱり自分たちが意識を向上させて、そして優しい心を身につけていくということをしていかなければなら

いというふうに気を引き締めているところであるが、行政の方においても、やはりこういう実態を踏まえた発生予防、あるいは啓発について力を入れていただきたいと考えている。市町村の窓口に行って、虐待防止のパンフレットはありますか？と言ったら、出てくるのは皆さんにお配りされているような先程の県のパンフレット、これが出てきます。これではあんまり法律の中身というのとは分からないし、自分たちが本当にいじめをしているかどうかということも分からない。こんな法律ができたとき一般の人が分かるようにパンフレットを作っていただきたいと思う。市町村はという話はあるが、市町村でパンフレットを立派なもの作っているのはごくごく一部である。それでは、虐待防止に向けた推進というのとはできていかないと思う。先程市町村という話もあったが、県にも権利擁護センターということをしきり位置づけをしていると思うが、その中でやはりその虐待の一つとして広報なり啓発活動を行うという、これはまあ市町村の虐待防止センターと同じ文言であるが、県にもやはりこういう全県的な指導なりをしていただかないと、なかなか推進がされないのではないかとこのように思う。それと、話は別になるが、先日、一昨日だったか、児童虐待について協議会があった。これは法律の規定に基づくというふうな話であったが、社協とか医師会とか、それから歯科医師会、看護協会、それから民生委員児童委員、それから児童福祉施設、それから児童相談所などの行政の方々が集まって協議されていたようだ。法律の規定が合うかどうかというのとはともかくとして、やはりこの障害者の虐待についても、関係者が集まって知恵を出し合って方策を練っていくというのは非常に大事なことであるかと思う。虐待をしている家庭というのは私共も身近に見ているが、非常に経済的に困っていたり、また、離婚したりして非常に悲惨な状況になっている。それをやはり関係する方、そういう家庭を見ている方がやはり気付いて、色々教えてもらうとか、そういうサポートというのが是非是非必要である。是非そういう何らかの協議会みたいなものを作っていただけたら、更に前に向かって進んでいくのではないかと考えている。以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。じゃあ手短かに。

【事務局】 一点目の広報ですが、法施行後、法施行直前においては、県はもとより各市町村においても十分な周知をしていただくように、例えば市町村の広報紙等を活用して周知していただくようお願いしたところです。今後も周知をしていただくように改めて県の方からもお願いをさせていただこうかと考えています。県のホームページにも同様の虐待についての周知はさせていただく予定です。それから二つ目の協議会の場ですが、皆さんもご存じかと思いますが、各市町村にはそれぞれの地域における障害福祉の問題、それから支援等について扱う障害者の自立支援協議会が設置されており、各関係の支援機関が集まって定期的に支援の方策等について協議されている。その場において虐待についての支援、あるいは防止については協議されているかとは思いますが、また、県の方についても、県の自立支援協議会を設置させていただいており、先般ご開催させていただいて委員の皆様には審議をしていただいたところですが、その場所でも今回と同様の報告をさせていただいたところ。今後とも、それぞれの協議会において課題等についてお諮りしていただきたいと考えています。以上です。

【会長】 はい、それでは続きまして、お願いします。

【委員】 先程、自立支援協議会、これについては以前から、障害者当事者団体の障害者

をこの中に入れて欲しいという要望をしていたが未だに実現されていない、これが一点。それからパーキングパーミット、この制度は非常に良い制度で感謝をしているが、この利用者の申請をするときに、障害者交流プラザの相談支援センターでやっていると思うが、代理での申請が認められず本人申請を求められ、その対応も十分でなかったことがあった。対応の改善を強く求める。これが二つ目。交流プラザですね、利用者が増えるのは誠に結構なことだが、我々重度の視覚障害者が利用するのはパソコンで申請しろという、プラザが、窓口で。パソコンができない視覚障害者もいるのだから、この部屋を取るのに非常に困難を来している。利用者が増えるのは良いが障害者が部屋を利用するのに妨げになっては非常に困るので、ここら辺りの改善を交流プラザにお願いをしたい、三つ目。四つ目が、平成25年度の予算で、先般の事務局の話ではほぼ横這いということであるが、平成25年度増額された予算事業であるのか。この4つについてお尋ねする。

【事務局】 自立支援協議会の委員の件でご質問いただきました。当事者団体からの委員さんということでお話を伺っていますが、現在、当事者の方の委員さんを平成24年3月1日、当事者の方あるいは当事者の保護者の方ということで3名の委員さんを追加させていただいているところです。

障害福祉課長でございます。随分前からこの話は頂いており、自立支援協議会についての説明がありましたが、当事者の皆さん、そして当事者の保護者、親御さんということで、現在入っていただいています。国の方でも障害者総合支援法、4月からスタートですが、それに向けて内閣府で設置した検討会議の本部があります。その中でも障害当事者の方が過半数を占めていたということで、これから施策、障害のある皆様が様々な意見を出してそして形作られていくものというふうな認識は持っており、また引き続きご意見を頂けたらと思います。それとパーキングパーミットの関係であるが、申請手続きについて、改善する方向で話をしています。その結果が今日は準備ができていないですがまた確認して、対応が可能になっているかどうかというのは報告させていただきたいと考えています。それと相談支援センターの対応についても委員の方からありました話については、しっかり伝えながら今後対応の改善について一緒に考えていくというふうな対応をしていきたい、というふうに考えています。

予算についてご説明します。先程担当の方から説明させていただいた分の中で資料3の9ページ、点字資料で60ページ中段をお開きください。本件の24年度の当初予算額については109億8千5百万少々ということで、それが25年度当初予算については126億4千677万という形になっています。横這いというお話をさせていただきましたが、県の予算全てについて障害関係の予算を入れたところ、10%程度のアップということになっています。この中には、いくつか具体的なアップした予算ということについては、例えばですが、特別支援学校の施設の整備の関係の予算であるとか、それから先程あった難病特定疾患治療研究事業の対象の疾患が増加することに伴っての研究事業の予算、それからまた、難病等が障害福祉サービスの対象となることを予想してのホームヘルプサービスの自立支援給付の増などを見込んでいます。どうぞよろしく申し上げます。

【会長】 はい、よろしいでしょうか。

【委員】 障害者というのはそれぞれの障害の特性というのがあるのだから、やっぱり障害別の委員というのを入れてくれるように検討を願う。それから予算だが、今お聞きした

他に、聴覚障害者のその部分で、1353万から次は1407万に増えている。それから要約筆記が50万から80万位に増えているが、これはどういうことか。それぞれの団体から増額の要望があったと思うが、県も一兆円の借金を抱えて非常に困っていることはよく分かる。分かるが公平にやってくれなければ困る。これはおそらく県議会の先生が予算を付けたのかどうかは知らないが、そんなのでは困る。この辺り、もう一回答弁をお願いします。

【事務局】 予算の件に関しては、新しい事業等が国により始まった経緯もあるので、その部分で増えているということでご理解いただければと思います。

【会長】 それでは、少し時間が過ぎているが、相談支援センターの話も出たが、あそこには社会福祉士と精神保健福祉士を持っている方がおいでにならないという現実ですね。私共、学生さんを実習にと言ったら、そういう方がいない限りは実習に出せないという、まさしく社会福祉・精神保健福祉士は相談業務だが、その方々が今1人としていないというところもある。心理関係の方とかはおいでになると思うが、相談支援センター、相談支援をする、ちゃんと国家資格を持った方がいないという現実がある。おそらくそういうことも何か委員さんのお話でひょっとしたら、というふうに感じ取ったのだが。はい、他はいかがか。時間が無いので、広報のところハンデキャップという言葉があまり今使わないのではないかと思いつつながら、ちょっと思っていたのだが、また事務局さんの方とも…はい、どうぞ。

【委員】 委員がおっしゃった通り、相談支援センターの対応の件は以前にも申し入れをしているので、よろしくをお願いします。もう一つある。資料2の第一節、啓発広報のところ質問させていただく。県の広報で現在、週刊あわのかわらばんという番組で手話と字幕両方がついている。24年の実績も51本、非常に分かりやすく見せていただいているが、29年度末目標は手話または字幕と書いてある。ここはどちらかになるということだろうか。詳しく説明をお願いします。以前に、字幕だけになって手話がなくなったという経緯があって、団体から強く要望したことがあった。またそういうことをしなければならぬのか気になったのでお願いします。

【事務局】 テレビの手話または字幕等で提供する、という表現についてご説明します。こちらの方は、秘書課広報広聴担当の方でテレビを制作しているわけですが、過去にそのような経緯があったことは勿論承知してまいりまして、テレビの地上波、地上デジタル放送での四国放送とかNHKとかそのようなテレビ番組については従前どおり手話とそれから字幕両方で構成することになっています、ご安心してください、引き続き実施します。ただ非常に形態が、最近の広報媒体、ネット通信であるとかケーブルテレビであるとか、非常にたくさんの番組が発生しており、例えばユーチューブ（YouTube）というようなサイトで作っている番組とかもあり、これは職員が手作りでビデオカメラで撮影したものをネットにアップするというようなものです。こういうようなものも広報の方では広報番組として位置づけている関係上、全てのということについて、ネットにアップする動画にも手話を入れるというのは職員のスキル上からも非常に困難なことであるというふうに考えていますので、従前から言うテレビ、地上波放送、こちらについては引き続き全ての番組について手話と字幕を提供するということですが、その他の新たな媒体、特にネット関係、それからケーブルテレビ関係については、字幕のみの対応というようなものもあるかと思

ます。そういうことで、手話または、という表現になっていることをご理解いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 はい、よろしいでしょうか。

【委員】 すみません、先程の虐待の話に戻してしまうのだが、施設等の運営する側への研修に主に予算を使っているということだったのだが、虐待を受ける側の方にも認識無いままに受けてしまったりということも先程言われているようにあると思うので、当事者の方への教育というか普及とかの方にもちょっと力を入れていただきたいなというのと、あとパンフレットの方についても、あらゆる障害の人達が見て分かるような具体的なものを入れた内容にしていいただきたいなと思った。

【会長】 はい、ありがとうございます。その通りですね。よろしくお願いいたします。じゃあ公募委員さんでお二人出席していただきましたもう一人の方、ご感想なりございましたら是非どうぞ。

【委員】 特定疾患の方についてだが、国の方では策定されていないのだが、特定疾患の方も障害者の方と同じようにやっぱり就労労働支援とかが必要だったりというような状況になっている。今の段階だと、国自体は障害者の方のように法定雇用率みたいなものは定めていないのだが、特定疾患の方を雇い入れる場合は少し助成金が出るという形にはなっているような状況だ。個人的には、徳島県の方では先進的な形として何か他に取組をもし行っていたらいいように思うとありがたいなというふうに、ちょっとお話とはずれるのだが、感じた。

【会長】 はい、ありがとうございます。それでは他に、委員さんの方…はい、お願いします。

【委員】 ちょっと今日は体調が悪くて声が出ないので失礼します。一言提言をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。障害者の福祉に関して、日頃より県当局を始め関係各位のご支援・ご協力を頂いており、この場を借りて深く感謝を申しあげる。私からは一点お願いを言っておく。それは障害者の災害時対策についてである。県におかれては南海トラフの巨大地震対策を始め、災害・防災・減災対策に積極的に取り組まれているが、災害発生時に人命に関して被害を受けやすいのは障害者を始めとする災害弱者である。そして災害が最小限に抑えられるためには、個々の障害者の障害特性に対応した事前対策が是非とも必要である。具体策の一つとして市町村での災害時要援護者の避難支援個別計画の早期策定が重要である。実施主体が市町村であるが、県としてもできるだけ関与して早期策定をしていただきたいと思う。また、避難所生活で不便を強いられているのは災害弱者である。障害者の生活レベルを保つためには、トイレや風呂などの設備のバリアフリー化や生活介護の体制その他障害福祉用具の貸与など一般的な避難所では備えられていない様々な対応が必要となる。そこで、福祉避難所が必要である。県では福祉避難所の指定を進めているが尚一層の指定促進と災害発生時の福祉避難所の運営体制について応援体制を講ずるなど事前の備えに万全を期していただければいいようにお願いをしておく。私からは以上である。よろしくお願いいたします。

【会長】 はい、ありがとうございます。他によろしいか。それでは予定の時間を大分オーバーしたが、皆様方から率直な現場のご意見とかあるいはご注文とかを頂けた。ありがとうございます。障害者施策推進協議会であるから、あくまでも当事者中心で当事者の

方々、家族の幸せなど、いい取り組みを県の方にも期待して、またこの会合が終わったからそれでよしとせず、また県の方にも是非声を届けていただくようによろしくお願ひします。それではこの推進協議会は公開内容については私あるいは事務局に一任させていただきますのでよろしくお願ひします。それでは最後に課長さんの方からご挨拶をお願ひします。

【事務局】 障害福祉課長です。本日は時間を少しオーバーしてそれ自体、本日の日程の設定が午前中ということで少し余裕が無かったという点をまずもってお詫び申しあげたいというように思っているところです。本日、様々な意見を頂きました。非常に現場の声が私共に届いたものというように考えているところです。県としても障害者施策の動向、アンテナを高く立ててよりきめ細やかに集めて参り、25年度そして26年度へと施策をつなげて参りたいというふうに考えていますので、皆様方におかれましても今後とも引き続き様々なご意見そしてご要望を頂きますようにどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はご多忙中本当にありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年度徳島県障害施策推進協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。